

(新) 使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費<要望枠>

800百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

資源小国の我が国において、有用金属（資源として利用価値のあるベースメタル、貴金属、レアメタル）が含まれる使用済製品は、循環資源としての有効利用が期待されている。「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年 1 月閣議決定）の中の「都市鉱山のリサイクル等の循環型社会づくりの推進」という項目において、「使用済小型家電のリサイクル及び使用済製品からのレアメタルを含む有用金属のリサイクルの在り方についての取りまとめ（2011 年度末）」とされているところ。

そこで、平成 23 年内の中央環境審議会で得られた結論を基に、小型電気電子機器（以下「小電」という。）のリサイクルに資する制度を整備する必要がある。

本事業では、小電のリサイクルに資する新制度の創設のための調査検討業務を行うほか、また日本各地での新制度の導入を促進するものであり、循環型社会の構築に大きく寄与するものである。

2. 事業計画

(1) 使用済小型電気電子機器回収社会実証事業

小電のリサイクル制度の創設・導入に向け、いくつかの地域で先行的に小電を回収し、再資源化を行う。事業の実施に当たっては、中央環境審議会の審議結果を踏まえた仕組みを先行実施することとし、関係者の間で費用負担や役割分担の設定に必要な情報（例：収集される小電の種類、処理に要するコスト）や、再資源化率等の基準を設定する上で必要な情報を、収集し分析する。

(2) リサイクル制度に係る技術的基準設定事業

① 臭素系難燃剤等含有実態調査

新たに創設される小電のリサイクル制度において、再資源化率の基準を設けるためには、臭素系難燃剤等のストックホルム条約対象物質の含有実態を把握する必要がある。そこで、新制度の対象品目全てについて、臭素系難燃剤の含有量を分析試験する。

② 新制度設計に向けた技術的検討会

小電のリサイクル制度を創設するため、従前の検討結果や上記の事業（１）及び事業（２）①の調査結果を活かし、技術的な基準を設定するための検討会を設ける。

（３）新制度に係る情報発信及び導入促進事業

小電のリサイクル制度を新たに創設したことを情報発信し、また多くの市町村・事業者等に参加を呼び掛け啓発し、制度の導入を促進する。

3. 施策の効果

既存でリサイクルされているものに加え、小電に含まれる有用金属のリサイクルを進めることにより、我が国の循環型社会形成を推進させることになる。これにより、資源小国の我が国において有用金属の資源確保を促進することにもなるほか、小電のリサイクルに関わる静脈産業の育成が期待される。また、国内での資源循環が図られることで、海外流出してからの不適正処理による現地の環境汚染を未然に防止することも期待される。

使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費

[H24重点]

資源小国の我が国においては、使用済小型電気電子機器(都市鉱山)を活用し有用金属を再生することがきわめて重要。

小型電気電子機器のリサイクル制度について、H23年度内に審議会の答申を取りまとめ。



審議結果を踏まえた
仕組みを先行実施



社会実証事業

事業が円滑に行われることの確認と、関係者間で費用負担や役割分担の設定に必要な情報を収集



実証事業で得られた知見を基にして



技術的検討会



制度完成

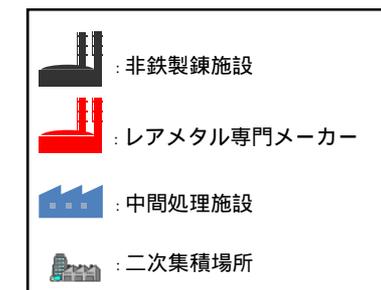


情報発信

- ・新制度を創設したことを情報発信
- ・多くの市町村等に参加を呼び掛け啓発し、制度の導入を促進する



小型家電からレアメタル



地図中の矢印はイメージであり、
実際は応募自治体に応じて実施